

船橋市資金管理及び運用基準

第1条（目的）

この基準は、船橋市が管理する資金等について、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な管理及び運用を行うことを目的とする。

第2条（資金等の範囲）

この基準に定める資金等とは、次に掲げるものとする。

1. 歳計現金
2. 歳入歳出外現金
3. 基金に属する現金
4. 公営企業会計に属する現金
5. 制度融資に係る預託金
6. その他の現金

第3条（預金）

この基準に定める預金とは、決済用預金及び次に掲げる付利預金とする。

1. 普通預金
2. 通知預金
3. 定期預金
4. 譲渡性預金
5. 先物予約付外貨預金

第4条（債券）

この基準に定める債券とは、次に掲げるものとする。

1. 国庫短期証券
2. 国債
3. 政府保証債
4. 地方債
5. 財投機関債
6. 地方公共団体金融機構債
7. 債券現先

ただし、1から6までについては、取得価格が額面価格を下回るもの（アンダーパー）及び額面価格と同額のもの（パー）、5及び6については、長期債の格付けが国債と同等以上のものに限る。

第5条（法令等との関係）

資金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法等に定めるもののほか、本基

準の定めるところによる。

市長及び会計管理者は、この基準に基づき、協議の上、必要な総合調整を行うこととする。

第6条（資金管理の通則）

1. 資金収支計画の策定

毎月各課より提出される翌月の収支予定表に基づき、基金の繰替運用及び一時借入時期を考慮した資金収支計画を策定する。

2. 資金調達の基本

歳計現金不足時の資金調達は、次の①から⑤までのうち効率性の高い方法を用いる。

①歳計現金の一時繰替使用

②歳入歳出外現金からの資金繰

③基金の繰替運用

④公営企業会計からの一時借入

⑤市中金融機関からの一時借入

ただし、①及び②は会計管理者が行い、③から⑤までは市長が行う。また、市長が③から⑤までの資金調達を行う際は、会計管理者と十分協議を行うものとする。

3. 資金等の保管・運用の基本

資金等は、安全性及び流動性の確保を重視し、原則として指定金融機関の決済用普通預金口座又は付利普通預金口座において保管する。ただし、支払等に支障がない範囲で、収納代理金融機関の決済用預金口座での保管、第3条（預金）及び第4条（債券）による運用を行うことができる。

4. 運用期間の上限

運用期間は、一会計年度内とする。ただし、基金については、繰替運用及び取崩に支障がない範囲で5年（船橋市資金管理協議会で認められた場合は10年）以内とする。

5. 歳計現金の一時繰替使用の期間

一般会計、特別会計又は同一会計各年度所属の現金は、相互に一時繰り替えて使用することができる。繰り替えて使用した現金はその所属年度の出納閉鎖期日までに繰り戻すものとする。

6. 市長が財政上必要と認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金を公営企業会計へ資金繰りすることができる。

第7条（各資金別対策）

1. 歳計現金等（第2条の3及び5を除く資金）

歳計現金等は、支払等に支障がない場合、付利預金での運用を行うことができる。

2. 基金

基金は、付利預金又は債券での運用を行う。ただし、歳計現金不足時においては、必要に応じて繰替運用を行う。預金先の金融機関の選択及び債券の購入にあたっては、安全性の観点から検討を行い、基金の目的に則した最も有利な方法を選択することとする。

(1) 付利預金

金融情勢の変化に対応するため、2年未満の期間の付利預金（中間利払いがないものに限る。）での運用を行う。

(2) 債券

基金は、安全性及び効率性の観点から、国債等の債券運用を図る。

債券の運用は、第6条の4で定めた範囲内で、繰替運用及び取崩に支障がない期間及び金額とする。

金利変動による差損を回避するため、満期まで保有することを原則とする。

3. 制度融資資金

原資は、原則として決済用預金で預託することとする。

第8条（預入れ先の金融機関の選定）

次の指標等により健全性の高い金融機関を選定すること。

1. 自己資本比率
2. 不良債権比率
3. 格付け機関による格付け

なお、運用に当たっては、金融機関を分散することによりリスクの軽減を図るものとする。

第9条（金融機関の経営状況の把握）

ディスクロージャー誌等により、金融機関の経営状況についての業態内比較及び時系列比較を行い、次の各号に該当した場合は、当該金融機関からヒアリングを行う。

1. 自己資本比率が、国際統一基準が適用される金融機関にあつては8%、国内基準が適用される金融機関にあつては4%を下回った場合。
2. 上場されている金融機関にあつては、業種別（銀行）日経平均株価の動向を指針として、当該金融機関の株価動向が著しく悪化していると思われる場合。
3. 格付け機関により格付けが公表されている金融機関にあつては、長期債の格付けが投資適格等級から外れた場合。
4. 預金量の流出が著しいと思われる場合。
5. その他、経営状況悪化の兆候が見られる場合。

第10条（預金の制限）

第9条に該当する金融機関に対しては、資金管理協議会に諮った上、その経営状況に応じて、次の各号の対応を決定する。

1. 制限なし
2. 預入期間、預入金額の制限
3. 新規預金の停止
4. 中途解約

なお、3. 4の対応をする場合は、市長と会計管理者又は病院事業管理者が協議し決定する。

第11条（資金管理機能等の充実）

1. 相殺のための条件整備

- (1) 市長及び病院事業管理者は、金融機関別の付利預金額・一時借入額・証書借入地方債残高等を、4半期末（6月・9月・12月・3月）毎及び残高に変更のある毎に会計管理者へ報告する。
- (2) 相殺は市の各種付利預金为名寄せ（合算）された金額で行われるため、会計管理者は前号の報告に基づき、市全体の付利預金額及び借入額等の状況を把握する。
- (3) 相殺時の負担軽減を図るため、特定の金融機関の借入残高が増加しないように努める。

2. 危機管理体制等

- (1) 金融機関の破綻は、市の出納システムに深刻な影響を与えることが想定されるため、迅速かつ的確な対応を図る必要があることから、危機管理マニュアルを作成する。

3. 金融機関破綻時の対応

- (1) 金融機関が破綻したときは、直ちに、会計課を担任する副市長を本部長とする全庁組織を設置する。
- (2) 組織の設置は、危機管理マニュアルにより別に定める。
- (3) 証書借入等による市の債務額のある金融機関が破綻した場合は、付利預金残高相当額と相殺する。
- (4) 前項の相殺によっても資金の保全が図れない場合は、市長と会計管理者又は病院事業管理者が協議の上、資金を保全するための必要な措置を講ずるものとする。

第12条（基準の見直し）

この基準は、金融情勢等の変化に応じて、資金管理協議会の意見を聴いて随時見直しを行っていくものとする。

附則

この基準は、平成14年3月4日から適用する。

附則

この基準は、平成14年10月28日から適用する。

附則

この基準は、平成17年3月4日から適用する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この基準は、平成23年9月1日から適用する。

附則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和5年5月23日から適用する。

附則

この基準は、令和7年9月16日から適用する。